

郷土の古文書

「その 32 黒八丈どろ染用の田土取ニ付惣百姓連印証文」

解説

これは旧伊奈村名主家に残る古文書で縦帳一冊に書かれており、虫損が甚だしいのですが、今のところ「黒八丈」と記されている古文書では、初見と思われるので取り上げてみました。(『日の出町史 通史編中巻』に安永2年9月初見と記載されているのは、文書の内容等から、安政2年の写し間違いと推定される)。虫損が酷いのですが文政3年3月という年代も縦帳の表紙と本文とで判断できます。

黒八丈の製造方法については『秋川市史研究第2号』—絹織物 黒八丈に就いて—(昭和29年10月19日発行)の田村活三氏の論文をはじめ諸先生方の論文に詳しく書かれています。そこで、今回は明治5年博覧会事務局に提出した回答書「物産黒八丈染種書上」に、泥を使った黒八丈製造方法が簡潔に書かれているので、その内容を要約してみます。

- 一、土 是は現在最寄りの村々で、山中場所柄に寄り土性を見分け掘り出しています。
- 一、ヤシャ 是は木の実にて現在最寄りに少なく、大概甲斐国、伊豆国、遠江(とおとうみ)国の国々より産出しています。もつとも、東京ではそれを商売にしている人達で、売買してい

るので買求めて用いています。

右黒八丈の染方のことは、八丈1疋(2反)に前書ヤシャおよそ1斗を煎じ、その場で生糸の下染めを4、5回すると自然茶色に染まり、それから土2升程を筵でこし、ヤシャの煎じ水でこれを溶き5、6回も染めた上、幾度となく水で洗い上げて、出来た黒糸を機(はた)にかけて織ります。

右お尋ねについて申し上げた通り間違いございません。これにより前書染種持参申し上げます。以上。

壬申(明治5年)8月10日

武州多摩郡五日市村元名主 土屋勘兵衛

神奈川県御庁

この文章によると黒八丈の染料に使うヤシャの実はいち求めていますが、土は近隣の山中で産出したものを使用しているようです。土取りは、安政3年の時点で問題が起こる程になり、その後田の土取りは、だんだん少なくなっていく、明治の初め頃には、主に田に続く土手や、山林の土を選びながら取っていくようになったようです。そして、その土を専門に商売にする人も出てきたのでしょう。その後も土取りで問題になるような文書は、ほとんど見られませんので、土は自家の田などで取って黒八丈を織る家はあったとしても、多くの織家ではヤシャの実と同様、商売人から仕入れるようになったと思われる。

解説文

□□一札之事
(議定)

一村方之儀者往古与里農業間合渡世与し而

絹木綿嶋織出シ御年貢御上納并諸役を勤

来ル候処 近年黒八丈嶋織出候ニ付染方之儀者

田土を取染椿致候所 田方荒候ニ付田持之もの

「(虫損)申差留候所 異 竟 召仕之者土取ニ差遣候ニ付

田方荒」(虫損)「不構不埒之至候 向後其家主自身

与参り随分気を附候得者荒候筋者無之比度議

定取極候上者自身与参里 田方荒シ不申様ニ

大切ニ可致候 又者植付致し秋実成候節ニ者

双方共壹ヶ月之間 田土取申間敷候并他村之儀者

親類身寄堂りと云共土取差遣し申間敷候

相背差遣」(虫損)「有之者見付次第右之趣

可為申聞候」(虫損)「承引不致者ハ 其趣早速

役元江可申出候上者 田方荒不申大切ニ相守可

通り為取呉候上者 田方荒不申大切ニ相守可

申候 為其議定一札連印取極申候所仍而如件

惣百性連印(ママ)

巳之介印 惣七印 惣兵衛印

嘉兵衛印 新太郎印 幸助印

金兵衛家印 長藏印 新右衛門印

平藏印 栄藏印 勝右衛門印

八郎平印 庄五郎印 傳兵衛印

藤介印 新六印 忠左衛門印

萬(虫損) 新介印 伊右衛門印

以下194名略

〔(虫損)〕仕候 然上者前書之通

〔(虫損)〕荒シ不申様ニ可致候 為念

〔(虫損)〕聞申候以上

〔(虫損)〕辰三月

御村役衆中

口語訳

評議の上取極めた内容の記の事

一、村方のことはずっと昔より農業のあい間の生業として、絹や木綿縞を織り出し、本年貢上納とそれ以外の夫役や本年貢以外の租税を納めてきました。近年黒八丈縞を織り出していることにつき、糸を染める方法は田の土（泥）を取り染め上げに使っているのですが、田が荒れることで、田の所有者の人達が困って迷惑していると申し、土を取ることを禁止させられてしまったのです。他所より雇われている召仕いの者を土取りに行かせた事により、田を荒らすことは構わず、なかなか事が解決できないのです。

今後はその召仕い達を雇っている家の主人自身も召仕いの者と現場に来て極力気をつければ、田を荒らすことはないと思うのです。

このたび皆で話し合っ取りきめたからには、土を取る時は家主自身と召仕いの者が一緒に来て田を荒らさないように気をつけてすることとし、また、田に苗を植付けて秋の実のりの節には、双方で一か月の間は田の土を取らない事、並びに他村のことについては親類身寄りだと言っても土を取らせることはしない。それでも背いて土を取らせる事があった時は、見つけ次第今迄の取極内容について話して聞かせること。その時承引しなかったならば、すぐに役元へ申し出る事。百姓仲間の親しい交わりで、是迄の通り土を取らせてくれれば田も荒れず大切に守ることが出来ます。そのため皆で話し合っ取り決めた内容を記し、惣百姓連印して差出します。以上のような次第です。

惣百姓連印

御村役衆中

Handwritten text in cursive style, possibly a list or notes, with some circular stamps or seals. The text is partially obscured by a horizontal line.

Handwritten text in cursive style, organized into columns. The left side features a vertical column of text labeled "中略" (Middle Omission). The right side contains several columns of text, some with circular stamps or seals. The text appears to be a detailed list or record.

Handwritten text in cursive style, organized into columns. The text is arranged in a structured manner, possibly a list or record. The columns contain various characters and symbols, including some circular stamps or seals. The text is written in a fluid, cursive hand.